

休 講

大学又は各授業科目の担当教員にやむを得ない事情が発生した場合、授業を休講することがある。

休講に関する事務は教育・学習支援ユニットで取り扱う。担当教員より連絡があり次第掲示する。休講の掲示がなく授業開始後30分間以上経過しても教員が入室しない場合は、教育・学習支援ユニットに連絡しその指示に従うこと。

自然災害などによる臨時休講は、次のとおりとする。

[臨時休講に関する対応等について]

本学では、気象状況の悪化や交通障害の発生等が生じた場合、学生の安全等を考慮し、臨時休講の措置を講ずることがある。臨時休講については、以下のとおり取扱うこととする。

1. 休講の検討

以下の場合、学長は臨時休校を検討する。

- ①気象状況：「神奈川県東部地域」、「神奈川県西部地域」、「東京都多摩南部地域」のいずれかの地域において、特別警報または警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水）のいずれかが発令された場合。
- ②交通障害：「JR 横浜線（東神奈川～八王子間）」、「小田急小田原線（新百合ヶ丘～小田原間）」、「小田急江ノ島線（相模大野～藤沢間）」のいずれかが不通になった場合。
- ③上記のほか、学生の安全等を考慮し、学長が休講の必要を判断した場合。

2. 臨時休講に関する周知

臨時休講が決定された場合、休講に関する情報は、大学ウェブサイトにて周知する。周知の時間は、原則として、以下のとおりとする。

- 1 時限の休講：午前 6 時
- 2 時限の休講：午前 8 時
- 3 時限の休講：午前 10 時
- 4 時限の休講：午後 12 時
- 5 時限の休講：午後 2 時

3. その他

休講に伴う補講については、別途掲示をもって指示する。

休講となった場合、当該休講時間帯は事務の取扱いを行わない。